

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第2部門第7区分

【発行日】平成21年6月4日(2009.6.4)

【公開番号】特開2007-320693(P2007-320693A)

【公開日】平成19年12月13日(2007.12.13)

【年通号数】公開・登録公報2007-048

【出願番号】特願2006-151416(P2006-151416)

【国際特許分類】

B 6 5 H 23/035 (2006.01)

B 6 5 H 23/28 (2006.01)

【F I】

B 6 5 H 23/035

B 6 5 H 23/28

【手続補正書】

【提出日】平成21年4月20日(2009.4.20)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

ロール紙収納部と、

このロール紙収納部内において、当該ロール紙収納部に収納されるロール紙の一方の端面に対峙可能な位置に配置されている規制部材と、

この規制部材を、ロール紙収納部に収納されるロール紙の端面に向かう方向に付勢している付勢部材とを有し、

前記ロール紙収納部は、ロール紙を、当該ロール紙収納部の底面上に転動可能に乗せた状態で収納し、当該ロール紙収納部の両側面は、複数のロール紙ガイド対によって規定され、各ロール紙ガイド対の間隔は、ロール紙の回転方向に沿って見た場合に、印字位置に近づくにつれて段階的に狭まり、隣接するロール紙ガイド対の間には、ロール紙収納部の幅方向に段差が付いており、

前記規制部材は、ロール紙の回転方向に沿って見た場合に、印字位置から最も離れている前記ロール紙ガイド対における一方のロール紙ガイドの近傍位置に配置されていることを特徴とするロール紙プリンタ。

【請求項2】

請求項1において、

前記規制部材と、前記印字位置から最も離れている前記ロール紙ガイド対における一方のロール紙ガイドとが共通部品から形成されていることを特徴とするロール紙プリンタ。

【請求項3】

請求項1または2において、

前記規制部材は、前記ロール紙収納部に収納されるロール紙の端面における外周側の部位にのみ対峙可能な位置に配置されていることを特徴とするロール紙プリンタ。

【請求項4】

請求項3において、

前記印字位置は、前記ロール紙収納部の上方に位置しており、

前記規制部材は、前記ロール紙収納部の上下方向に延びており、その上端部がロール紙収納部の幅方向に搖動可能であり、

前記付勢部材は、前記上端部を前記ロール紙収納部の幅方向の内方に付勢していることを特徴とするロール紙プリンタ。

【請求項 5】

請求項 4において、

前記ロール紙収納部のロール紙出し入れ口を開閉するための開閉蓋を有し、この開閉蓋に、印字位置から最も離れている前記ロール紙ガイド対、前記規制部材、および前記付勢部材が搭載されていることを特徴とするロール紙プリンタ。

【請求項 6】

印字ヘッドと、

ロール紙収納部と、

前記ロール紙収納部に収納されたロール紙の一方端面に、対峙する位置に配置された規制部材と、

前記規制部材を、前記ロール紙の端面に向かう方向に付勢している付勢部材とを有することを特徴とするロール紙プリンタ。

【請求項 7】

請求項 6において、

前記ロール紙収納部の両側面は、複数のロール紙ガイド対によって規定されており、これら各ロール紙ガイド対の間隔は、前記ロール紙の回転方向に沿って見た場合に、前記印字ヘッドの位置に近づくにつれて段階的に狭くなるように構成されていることを特徴とするロール紙プリンタ。